

令和2年8月25日

国土交通省 自動車局
審査・リコール課 リコール監理室
室長 堀江 暉俊 殿

自動車安全対策協議会

一般社団法人 日本自動車工業会

常務理事 和辻 健二



自動車安全対策協議会における統一的なリコールステッカー貼付の廃止について

拝啓 時下益々ご清栄の段大慶に存じます。

現在のリコールに関する取扱いについては、リコール制度が自動車型式指定規則等に規定されていた当時に、昭和46年の運輸省からの業界内規制定の指示を受け、昭和46年に自工会で、また、昭和47年には自動車安全対策協議会(*1)で内規を制定し、運用を行っております。

さて、リコール改善実施済車に貼付しているステッカー（通称：リコールステッカー）につきましては、前述の昭和46年制定の自工会内規、および昭和47年制定の自動車安全対策協議会内規の中で標章（リコールステッカー）について記述し、現在はこれらに代わり、平成6年の依命通達（リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）平成6年制定、平成23年改正）を受け、自工会における「リコールの届出等に関する事務処理要領」の中にリコールステッカー貼付規定を設定しております。

今般、整備現場の実態、情報確認環境の変化に合わせて、また将来の無線技術を活用した市場措置作業でのユーザー利便性を鑑み、自動車安全対策協議会における統一的なリコールステッカー貼付を廃止することとしました。

なお、リコール改善実施済であることを示す識別については、従前のとおり、各社の状況に合わせた対応を継続いたします。

つきましては、「リコールの届出等に関する事務処理要領」におけるリコールステッカーの貼付規定を廃止とともに、令和2年11月1日から運用を開始いたしますので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

(*1) 自動車安全対策協議会：

日整連、自販連、全軽自協、部工会、車工会、自工会で構成。昭和45年6月、自動車リコール問題の経緯にかんがみ、関係業界協力体制の下に有効適切な対策を樹立し、以って自動車の安全について万全を期することを目的として設立。

敬具

【補足】

1. 『識別』の継続

依命通達「リコールの届出等に関する取扱要領について」（平成 6 年制定、平成 23 年改正）の第 2 章第 3 において、『改善を実施したか否かについて、改善の実施後、容易に識別できるものとする。』との規定がある。これに対して、自工会会員各社は、リコールステッカーとは別に、『識別ペイント』、『識別シール』、『部品形状による識別』など、車両にて“容易に識別できるもの”で対応しており、その識別手段は、案件毎にリコール届出における「改善箇所説明図」にて明記している。

この『識別』については、従前の対応を継続する。

（尚、識別のためにステッカーを貼付する場合は、個社名のステッカーを貼付する。）

2. リコール措置実施状況確認方法

リコールステッカー廃止後も、以下の方法にて個々の車両のリコール措置実施状況は確認可能である。

- ・ 前述の「改善箇所説明図」に明記した『識別』（『識別ペイント』、『識別シール』、『部品形状による識別』など）
- ・ 各社のホームページにて車台番号入力による検索
- ・ 各社のお客さま窓口（お客さま相談室など）への問い合わせ

3. リコールの届出等に関する事務処理要領の変更内容

- ・ 3.「取扱要領」第 3「リコールによる改善」関係にて、「改善実施済車には、運転車席側ドア開口部の…自動車安全対策協議会の設定によるステッカーを貼付する。」等の記載を削除。あわせてリコール届出書の第 1 号様式、第 2 号様式におけるリコールステッカー貼付も削除。
- ・ 8.「取扱要領」第 9「改善対策の届出」関係にて、周知させるための措置欄における「改善実施済車には、その旨を点検整備記録簿に記載する。」の記載を削除。

*リコールおよび改善対策の届出における周知させるための措置の記載事項と合わせるため、当該欄の標準記載事項から削除するもの。

4. 関連団体合意状況および動向

以下のとおり、リコールステッカーに関する関連団体にもリコールステッカーの廃止について合意いただいている。

- ・ 自動車安全対策協議会に属する自工会以外の各団体：日整連、自販連、全軽自協、部工会、車工会
- ・ リサイクル・廃棄物関係の関係省庁および関係団体：経産省自動車課、環境省、日本自動車リサイクル機構（JAERA）、自動車再資源化協力機構（JARP）
- ・ その他の関係団体：
 - ・ 日本自動車輸入組合（JAIA）…「日本自動車輸入組合」名のリコールステッカーを貼付しているが、自工会と同様にこれを廃止すると聞いている。
 - ・ 日本産業車両協会および日本農業機械工業会…「自動車安全対策協議会」名のリコールステッカーを貼付しているが、自工会と同様にこれを廃止すると聞いている。

*識別のためにステッカーを貼付する場合は、個社名のステッカーを貼付する。

5. 実施時期

令和 2 年 11 月 1 日から、改善実施する全ての車両に適用する。（過去に届出した案件を含む）

以上